松戸市介護保険事務等委託業務に係る公募型プロポーザル　質問及び回答

No.	項目	質問内容	回答
1	募集要領 P5(2)提出書類 ⑩納税証明書（市税）	松戸市内に事業所は無く、千葉県内の他市にて納税している場合、「法人市民税及び固定資産税」の納税証明書は、他市発行の証明書を提出し、松戸市発行の証明書は不要との理解でよろしいでしょうか。また、固定資産税が課税されていない場合、当該納税証明書の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	松戸市内に事業所がない場合には、「⑩納税証明書（市税）」に記載の、法人市民税及び固定資産税の納税証明書の提出は不要です。
2	事務処理手順書P17 5-2　介護認定審査会準備	審査会準備に係る年間スケジュールの作成も委託事業者にて行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、審査会割当や審査会資料確認等の作業スケジュールの作成をお願いします。また、作成したスケジュールは市職員に共有をお願いします。
3	事務処理手順書P12～24 第2章　認定審査業務	障害者控除、おむつ代医療費控除、個人情報提供について問い合わせがあった際、必要書類を郵送しほしいと希望された方への書類の郵送は、委託事業者にて行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、必要書類の発送をお願いします。
4	事務処理手順書P48 17 緊急通報装置設置業務 17-2 電話対応、データ修正	世帯情報を確認する端末について、委託側で常時使用することはできますでしょうか。 また、お電話で支給対象か否かを回答する際、判定基準の回答まで必要でしょうか。もし判断基準を回答する場合は、どの内容までお伝えが必要でしょうか。	世帯情報の確認は、介護保険システムで行うため常時使用可能です。 回答は支給対象になるか否かを答え、それ以上の情報については申請者本人から担当部署へ確認するようご案内することとなります。 ただし、判定基準について聞かれた場合は制度としての一般的な基準は回答してください。

松戸市介護保険事務等委託業務に係る公募型プロポーザル　質問及び回答

No.	項目	質問内容	回答
5	事務処理手順書P47 16 介護サービス相談員業務 16-2 連絡会・合同意見交換会等	16－２ 連絡会・合同意見交換会等の業務について、事務処理手順書には記載がありますが、業務一覧表では委託外となっております。どちらが正しいでしょうか。 委託業務の場合は、各項目の件数や工数、頻度（月次か年次か）をご教示ください。また手順書には90事業所にFAXするとありますが、期日の設定はありますでしょうか。	「連絡会・合同意見交換会等の業務」については、委託外となります（業務一覧表が正しく、事務処理手順書が誤っております）。
6	事務処理手順書P54 口座振替関連業務（口座振替・ペイジー・WEB 口座振替） 6-4 振替不能者についての対応	「振替不能者について、その理由を介護保険システムの特記事項へ入力を行う。」とありますが、こちらはペイジーやWEB口座振替についての対応という認識でよろしいでしょうか。	ペイジー等に限らず、依頼され設定された口座が残高不足等の理由により振替不能となった方の特記事項入力をお願いするものです。
7	事務処理手順書P54 8-3 納入通知書・納付書印刷、封入	納入通知書印刷、封入完了までの作業日数をご教示ください。また、業務一覧表から、年間を通して、月で処理をする件数の増減はないという認識でよろしいでしょうか。	月によって件数は違いますが、作業日数は多い月で5日を見込んでいます。